行政サービス実施コスト計算書

（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額		
Ⅰ　業務費用			
(1)　損益計算書上の費用			
副作用救済給付金	2,086		
感染救済給付金	2		
保健福祉事業費	127		
審査等事業費	3,668		
安全対策等事業費	1,510		
特定救済給付金	1,308		
健康管理手当等給付金	1,006		
特別手当等給付金	203		
調査研究事業費	290		
責任準備金繰入	1,480		
その他業務費	10,118		
一般管理費	2,272		
財務費用	2		
雑損	21		
固定資産除却損	0	24,100	
(2)　(控除) 自己収入等			
拠出金収入	△ 8,205		
手数料収入	△ 10,884		
国からの受託業務収入	△ 63		
その他の受託業務収入	△ 1,646		
責任準備金戻入	△ 4		
財務収益	△ 419		
雑益	△ 16	△ 21,239	
業務費用合計			2,860
Ⅱ　損益外減価償却相当額			11
Ⅲ　引当外賞与見積額			12
Ⅳ　引当外退職給付増加見積額			68
Ⅴ　機会費用			
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用			0
Ⅵ　行政サービス実施コスト			2,953

＊各欄と合計欄の数字は、百万円未満切捨ての関係で一致しないことがあります。
＊百万円未満の数字は、「０」表示となっております。

注　記

Ⅰ．重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成27年１月27日改訂) 並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」(平成28年２月改訂) (以下、独立行政法人会計基準等という) を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43 (注解39) の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

また、「独立行政法人会計基準」第81 (注解60、注解61) の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81 (注解60) を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとの見積り費用と実績費用の管理体制を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、費用進行基準を採用しております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）によっております。

３．仕掛審査等費用の評価基準及び評価方法

個別法による低価法によっております。

４．減価償却の会計処理方法

(1)　有形固定資産

①　リース資産以外の有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

工具器具備品　２年～18年

建物附属設備　15年～22年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

②　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(2)　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

５．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員等の翌期賞与支給見込額のうち当期発生分を計上しております。

ただし、当該支給見込額のうち、運営費交付金及び国庫補助金により財源措置がなされる分については、引当金を計上しておりません。

６．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に一括償却することとしております。ただし、運営費交付金により財源措置がなされる額については、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

（会計方針の変更）

改訂後の独立行政法人会計基準等を当事業年度より適用し割引率の決定方法を職員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。なお、これによる当該事業年度の損益及び行政サービス実施コストへの影響はありません。

７．責任準備金の計上基準

将来の救済給付金の支払に備えるため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第30条の規定により、業務方法書で定めるところによる金額を計上しております。